

コロナ禍における精神保健福祉援助実習指導 及び実習の取組

宇都宮 みのり

はじめに

日本国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから2年半が経つ。この間、学生の学修の機会及び質の確保のために、都度試行錯誤をしながら精神保健福祉士養成に携わってきた。本稿では、2019年度末から2021年度のコロナ禍における本学の精神保健福祉援助実習指導及び実習の教育上の実践を振り返っておきたい。

コロナ禍における精神保健福祉援助実習指導・実習に関する先行研究として、まず齋藤敏靖(2020)は、自身の勤務校において2020年7月に実習を中止したことを受け、実習の「代替プログラム」の準備や体制整備に必要なことは「教材づくり」と「仕組みづくり」であると速報的にまとめた。畑香理ら(2021)は2020年度の精神保健福祉援助実習指導及び実習の教育実践を紹介する。3年次の見学実習の中止とその代替学習(レポート、視聴覚教材・ゲスト講師による講義)、4年次のオンラインで実習指導の際の課題として、学内授業だけではコミュニケーションスキル獲得や利用者理解を深めることに限界があることを述べる。田中和彦ら(2021)は、実習の「代替プログラム」の取組を報告する。「映像コンテンツ視聴」、「課題学習への取組」、「記録作成・指導」をセットで1日として、オンライン会議システムZoomを活用したグループスーパービジョンと実習巡回指導によって実施している。田中らによるオンラインでの「代替プログラム」報告は、「リアルタイムでの双方向性の担保には課題が残る」(田中ら 2021: 64)とはいえ、時間管理や課題提出管理を確実かつ容易にする試みや、学習への取り組み状況を学生が可視化できる(田中ら 2021: 64)など、受講する場が自宅であっても「精神保健福祉援助実習」としての到達すべき目標に達成できる取組であり、大いに参考になる。本学は、幸いにし

て代替プログラムを準備する必要がなかったが、今後の授業設計に役立てたい。飛田義幸(2022)は、コロナ禍における精神保健福祉援助実習の対策や工夫について述べている。

先行研究に見るような、「代替プログラム」の紹介あるいは検証ということは、本稿ではもくろんでいない。本稿は、コロナ禍における実習教育実施のための、大学としての対応、実習施設への説明、学生への指導内容、学生の反応等の記録である。まず国の方針とソーシャルワーク教育学校連盟による対応要請により本校の方針が定まったことを述べ、次に本学の精神保健福祉援助実習指導及び実習の体制及び内容について、そしてコロナ禍における教育実践について述べる。

1. 精神保健福祉援助実習指導・実習における大学としての方針

2020年2月28日、文部科学省及び厚生労働省の各担当部局は事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」を発出した(文部科学省他 2020a)。実習中止/休講等の影響を受けた学生と受けていない学生等の間に修学の差を生じさせないことを求めた上で、大学が取りうる対応として、①実習施設の受入中止等により実習先を変更する際は、承認や確認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと、②実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと、③これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実情を踏まえ実習に代えて演習または学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を習得することとして差し支えないことが

示された。

同年4月3日、日本ソーシャルワーク教育学校連盟は、「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて」の会長声明を发出（ソ教連 2020a）する。そこでは社会福祉施設・医療機関等におけるいわゆるクラスター感染発生を受けて、実習生（学生）を媒介とした施設等利用者や職員への感染リスクへの配慮のため、当面6月末までの実習実施の見合わせを会員校に要請するものであった。続けて5月26日、「新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応について」（ソ教連 2020b）では、①今夏以降の実習施設への受入れ依頼等の調整を行う際に、各地域の感染の状況や実習施設の状況・意向等を踏まえ、慎重な対応をすること、②実習施設における実習生の受入れが可能となった段階においても、感染予防策を徹底すること、③学内実習等を実施する場合は、「社会福祉士及び精神保健福祉士養成にかかる通知（以下、通知）」に示す実習教育の内容を再確認し、本連盟が提示している実習ガイドライン及び実習指導ガイドラインを参考にするという方針が整理され、学内実習等を実施する場合の対応（イメージ）が示された。

同年6月1日、2月28日付事務連絡の改訂版が发出され、文部科学省及び厚生労働省の各担当部局は、実習等の授業の弾力的な取扱いの具体的な取組事例や個々の学生等の状況に応じた学習機会の確保等の事務連絡が发出される（文部科学省他 2020b）。①受験資格については、新型コロナウイルス感染症対応によって実習中止、休講等があった場合でも必要な単位/時間（実習に替わり得る学修として必要な単位/時間）を履修して卒業した者は従来通り国家試験の受験資格が認められること、②遠隔授業の活用や授業の弾力的な取扱いについては、「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（文部科学省 2020c）等、「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」（文部科学省 2020d）等及び「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」（文部科学省 2020e）等を参考に実施することという連絡が入る。

本学では、これらの新型コロナウイルス感染症の発生に伴う事務連絡および要請を基盤として、「ソーシャルワークの使命である利用者の権利擁護と最善の利益の希求、そのための倫理価値規範と社会的・道義的責任」（ソ教連 2020）を自覚し、対応策を検討した。精神保健福祉士の実習は、社会福祉士の実習担当者が主となって作成した以下の基本方針・対応と連動させて実施すること

にした。

2020年4月14日に教育福祉学部社会福祉学科が发出した「愛知県立大学におけるソーシャルワーク実習実施にあたっての新型コロナウイルス感染症対策について」には本学の基本方針が以下のように記されている。「ソーシャルワーク実習（以下、実習）は、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験資格取得に必修であることから、原則としてこれを実施する。ただし、実習施設・機関（以下、実習先）から実習の実施時期の変更、実習の延期又は中止等の要請がある場合は、その意向を尊重して対応する。また、大学が学生及び実習先にとって安全確保が困難と判断した場合は、実習の中止または日程変更（短縮を含む）について、実習先と協議の上、決定する。実習内容については、基本的に実習先のプログラムに従う」である。また、実習先への送り出しにあたり以下の5点の遵守を示すことによって実習先の理解を得ることにした。(1)感染リスクの高い場所に行くことは避け、実習開始1か月前からアルバイトは原則禁止とすること、(2)実習開始1か月前から実習期間中毎日（休日も含む）、「感染症対策にかかる体調チェック及び行動記録」を記入し、必要に応じて実習先および実習指導教員（以下、教員）に提示又は報告すること、(3)実習期間中、体調チェック項目に1つでも当てはまる場合や体調不良の時は出勤せず、必ず実習先、学務課教育福祉学部担当職員（以下、学務課職員）及び教員へ連絡の上、自宅にて休養すること、(4)実習中（出勤時の公共交通機関利用中を含む）では、学生はマスクを着用すること（市販のマスクが入手できない場合は手作りマスクで対応）、(5)実習中は実習先の指示に従うとともに、密集・密接・密着場面を避けるなど、感染予防に万全を期して活動すること、である。この5点を当面の対応とし、学生に指導するとともに、受け入れ実習先と共有し、実習継続の理解を求めた。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症についての知識が乏しく、メディアの情報も混乱していたため、社会福祉士・精神保健福祉士実習前の「感染予防対策講座」（講師：本学看護学部教授・感染制御学）への出席を学生に求め、症状・感染時の対応等を学習した。そのうえで、「感染症対策にかかる体調チェック及び行動記録シート」への記入方法を指導した。2021年度以降、「感染予防対策講座」は開催していないが、「愛知県立大学におけるソーシャルワーク実習実施にあたっての新型コロナウイルス感染症対策について」の基本方針は継続し、具体的な対応は状況に合わせて微修正を加えている。「体調チェックおよび行動記録シート」も継続して

記入することを実習送り出しの条件としている。

2. 精神保健福祉援助実習指導及び実習の授業概要

本学では、精神保健福祉士国家試験受験資格のみを取得することは原則できない。社会福祉学を修め、ジェネリックな知識・技術を習得することを重要視するためである。精神保健福祉士を希望する場合は、社会福祉士国家試験受験資格取得とのダブル取得を条件としている。社会福祉士のソーシャルワーク実習は2～3年次に実施されるため可能な時間割となっている。2010年度から2022年度までで、受験資格を取得した学生数を見ると、最も少なかった年度が4人、最も多かった年度が14人と幅がある。13年間を平均すると、8.6人/年の4年生が精神保健福祉援助実習を履修し、受験資格を取得している。社会福祉学科の定員は50人の1割から2.5割程度を占める。3人（2020年度は2人）の専任教員が担当/指導する。

精神保健福祉援助実習指導は、①実習の意義の理解、②精神疾患や精神障害のある人のおかれている現状及びその生活の実態や生活上の困難さの理解、③精神保健福祉士が行うソーシャルワークの知識・技術の理解と体得、④精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力の習得、⑤具体的な実習体験を専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力の涵養（厚生労働省 2020）を目的とする科目である。本学では、3年次後期から4年次前後期に開講（90時間・6単位）している。3年次後期は、①精神保健医療福祉の現状と課題、②実習を行う施設・機関・事業者・地域社会等に関する基本的な理解、③精神疾患や精神障害のある当事者理解に関する学習をし、実習配属先を決定する。3年次春休み期間に、学生自ら交渉し、課外活動として精神保健福祉ボランティア活動を行う。4年次前期には、①実習計画書の作成、②実習を行う施設・機関・地域社会等に関する基本的な理解、③実習先で必要とされる専門的知識と技術の理解、④職業倫理と法的責務、⑤プライバシー保護と守秘義務、⑥記録の書き方の学習をする。4年次後期に、①実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理、②精神疾患や精神障害のある人のおかれている現状及びその生活の実態や生活上の困難さの理解、③実習全体総括会での報告資料作成のための討論、④実習全体総括会での発表、⑤実習報告書の作成を行う。

精神保健福祉援助実習は、①精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等の体得、②精神疾

患や精神障害のある人の生活実態や生活上の課題の調査と具体的な把握、③スーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力の習得、④総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容の実践的な理解（厚生労働省 2020）を目的とする科目である。本学では、4年次前期に集中科目の「精神保健福祉実習」（210時間4単位）を履修登録し、4年次の6月から11月頃にかけて実習を実施する。学生（実習生）は、実習期間中に実習指導者による日々のスーパービジョンと担当教員の週1回の巡回指導を受ける。配属先は契約施設の中から学生の希望を勘案し決定する。精神科病院等の医療機関と障害者福祉サービス事業を行う施設など、機能の異なる2か所の実習施設において合計27日間以上（210時間以上）の実習を行う。内訳は精神科病院等の医療機関での実習を12日間以上（90時間以上）、障害者福祉サービス事業を行う施設等での実習を15日間以上（120時間以上）である。なお、社会福祉士課程のソーシャルワーク実習を履修済みであるため、「福祉の専門職である精神保健福祉士の資格を有する者が、社会福祉士の養成課程において実習を行う場合、社会福祉士の資格取得を希望する者の負担の軽減を図るため、60時間を上限として実習を免除できるようにする」という実習時間免除（厚生労働省 2019）を、障害者福祉サービス事業を行う施設等での実習において実施する場合がある。また、「課程履修費」等の名目で、大学が学生から費用を徴収することはしておらず、大学と実習施設との契約に基づく実習費/日を、学生が直接実習先に支払うことにしている。

3. コロナ禍における精神保健福祉援助実習指導及び実習

1) 2019～2020年度の精神保健福祉援助実習指導及び実習

2019年度の3年次後期の精神保健福祉援助実習指導（新型コロナウイルス感染症感染拡大前）は、通常通りに実施された。しかし2020年2～3月の春休みを活用して各自で精神保健福祉ボランティア活動を行う予定にしていたが、2020年1月末から流行の兆しが見られたため、ほとんどの活動が中止になった。課外活動であるため、大学としては、代替措置はしていない。

2020年3月に本学内に新型コロナウイルス感染症対策室が設置された。そこで遠隔授業のための準備が急ピッチで整備され、例年よりも約1か月遅れの5月7日に前期が開始されることが決まった。それに伴い2020

年度の4年次前期の実習指導は、5月13日が初回であった。新型コロナウイルス感染症対策室は、同年6月25日から主に演習・実技系の一部授業を対面型での実施を可能としたが、社会福祉士・精神保健福祉士実習を控えた学生の感染リスクを下げるために、社会福祉学科では前期期間の科目は、非対面型・オンラインで実施することとなった。精神保健福祉援助実習指導がオンライン開講となったのは、2020年度前期のみである。2020年度後期以降の同科目は、感染防止に努めながら対面型で開講した。カリキュラム内容は変更せず、学習方法は状況に合わせて柔軟に対応した。

2020年度の精神保健福祉援助実習指導は、大学向けポータルシステム UNIPA を活用して、事前に資料と課題を提示しておき、WEB 会議システム TEAMS を活用して当該授業時間に、課題を報告・討論するライブ型とした。最初の数回はオンライン授業に慣れず、カメラ・マイクの作動確認で20分程を要す状況であった。まだ大学/家庭の双方で通信体制が万全でないために授業に「出席」できない学生の不安が高まることがあったが、適宜電話や LINE 等のチャット機能を使いながら「焦らず課題に取り組むように」と指示を出しつつ授業を進めた。実習計画書の作成指導においては、パソコン画面で実習計画書案を共有し、クラス全体でチャット機能も使いながら質疑応答と討論をしながら進めるなど、教員/学生ともに戸惑いながらも、徐々に活用の幅を広げていった。

困りごとや不安を出し合い、解消の手立てを話しあう時間を、例年よりも多く設けた。従前は授業の前後を活用して気軽に相談/解消できていたことが、非対面になったために一人で解決の途を探らねばならず、それが正しいかどうかの検証もできず、不安が高まるという状況がみられたためである。例えば「(例年は4月上旬に届く)実習承諾書が5月半ばになっても届かない」、「実習承諾書に、実習の日程が記載されていない」、「事前訪問指導が中止になった」、「実習日程が後ろ倒しに変更になった」、「実習担当者が変更になった」等、ほぼ全員の学生が、実習先との関係で何らかの事務的な対応や変更への対応を余儀なくされた。健康診断証明書を取得するために、「郵送で大学に申請、返信用封筒を同封して返送を依頼する」という普段慣れていない手続きを踏む必要もあった。一つ一つは大きな問題ではなくすべて解決可能である。対応手順に自信があれば解消する不安である。しかし誰にも相談できずに一人でやらないといけない状況にあることが負担感や不安を大きくしたようである。また精神保健福祉ボランティア活動や見学実習

がすべて中止となったことによって「事前学習が足りていない」ことへの「うしろめたさ」や、「精神障害のある人と初めて接することになる不安」、「精神保健福祉援助実習に対するイメージがわからない」ことへ不安が多く語られた。また、社会全体が抱える「コロナに対する漠然とした不安」をベースとして抱えながら、「ずっと在宅のため、気持ちの切り替えがむずかしい」、「ずっと人と話していないため、外に出る時に緊張する」ことは、教員が想定する以上に深刻な問題であった。

2020年度の精神保健福祉援助実習では、10人の学生を20か所の実習先に配属した。20か所のうち1か所の実習先が実施不可となり、1か所の実習先が期間短縮となった以外は、実習期間の変更等はあったものの、概ねスケジュール通りに実習を実施できた。急遽実習を引き受けてくださった施設があり、希望する学生全員が実習を終えることができた。

4年次後期の精神保健福祉援助実習指導において、実習体験を踏まえた課題の整理をし、テーマを設定し、利用者の生活上の希望や困難さへの考察を深めつつ、自分自身の内省の機会としつつ、実習全体総括会での報告資料作成のための討論を行った。

「コロナ前は15-16人のプログラム参加があったらしいが、今は多くても12人で、数人という日もある」、「料理やスポーツなどのプログラム活動を実施できず、毎日がフリータイム」、「コロナ感染を恐れて参加人数が少ない」と、未曾有の感染症が利用者に与える影響に考えが及ぶ一方、「人と会うのが久しぶりで、ガチガチに緊張した」、「利用者さんに“もっとリラックスしていいよ”と言われた」、「利用者さんに“辛い？”と聞かれた。自分のことで精いっぱい」と、強い緊張を感じる学生が例年以上に多かった。「フリータイムに、ただ自由に過ごすのは意外と大変」、「1人や2人という少ない人数で終日を過ごすのは、話すネタが尽きて苦しい」と自分の辛さに焦点が当たることが例年よりも多く、学生にとってもコロナの影響は大きかった。「プログラムのミーティングで、利用者さんはコロナ感染予防のためにできることを熱心に話し合う」、「過度に感染を気にする人がやすい」、「外出自粛が続いたことで、外に出る機会を逸した人がいる」と、同じ困難さを抱える「生活者」の目線で、利用者の生活/人生へのコロナの影響が話し合われる場面もあった。

「口角泡を飛ばす」議論はできないが、席を離して静かに話したり、同じ教室にしながらチャット機能の活用やパソコン画面上での共同作業をするなどの工夫をした。対面での討論は、学習の効果が高いだけでなく仲間

との対面での交流の中で不安や緊張は癒されていく効果があることを、学生も教員も実感した。

実習全体総括会は、2020年12月9日、12：15-13：30に対面で実施され、精神保健福祉士に関心のある1～3年生31名（1年生3名、2年生26名、3年生2名）が集まった。報告内容は、①「退院したい」という意思はあるが、できない状況に置かれている利用者への支援、②「入院していきたい」と発言する利用者への関わり方、③自然体の関わりとは何か、という3つのテーマを設定し、それぞれに詳細な事例紹介と考察である。配布資料は、①事例を除くPPT報告資料、②医療機関及び医療機関外における実習機関・施設における実習プログラム等比較一覧表、③医療機関及び医療機関外における実習機関・施設での精神保健福祉士の業務内容等比較一覧表の3点である。コロナ禍の不利を意識させない、レベルの高い報告内容になった。実習生10人とも到達目標に達成したと評価できた。

2) 2020～2021年度の精神保健福祉援助実習指導及び実習

2020年度3年次後期の実習指導は対面型で、通常通りのカリキュラムで実施した。ただしコロナ禍によってボランティア活動ができない不利を補うために、利用者の様子や実習のイメージを持つ機会を追加で設けた。医療機関、地域福祉施設で勤務する卒業生3人をゲスト講師として招き、3回にわたって利用者の様子、実習のイメージ、精神保健福祉士のコロナ禍での“奮闘”を語ってもらい、動画なども用意してもらった。学生は静かに聞き、質問は紙に書いて提出し、翌週講師からの回答を配布するという方法を使った。

2021年4年次前期の精神保健福祉援助実習指導は対面型で、通常通りのカリキュラムで実施した。人前で話すことへの緊張に慣れるために、通常はしないようなことであるが、教壇に立って自己紹介や実習計画書案の報告をしてもらうような機会を多くした。

2021年度は、ワクチン接種が開始された年である。2021年8月23日から大学を会場として新型コロナウイルスワクチンの職域接種が実施された。既に接種を終えた看護学部生を除く3,100人の学生と教職員ら約300人の計3,400人が対象となる。接種は学生の個人的な体調や心情により自由意思での選択であるため、実習指導の授業時間内に接種の有無を教員が確認することはない。実習先に対しては、2021年5月14日、文部科学省及び厚生労働省の各担当部局が発出した事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（文部科学

省他 2021）に記されている、「ワクチン接種やPCR検査等が実習の受入れの必須要件にならないよう、受入れ機関との対話を積極的に行うよう努める」よう要請されていることを伝え、あらためて感染防護の取組状況や、学内外での感染対策、実習前後の学生への感染管理教育の内容を説明し、理解を求めることにした。

2021年度の実習生は8人で、16か所に配属することになった。コロナ禍の影響は受けたものの、実習の受入れの中止や日程短縮、あるいは日程変更という事態は起こらず、概ねスケジュール通りに実習を終えることができた。抗原抗体検査の実施を求められたのは1か所のみである。実習初日に実習先から確認の電話があり、学生の了解のもと抗原抗体検査を実習先にて受けることにした。検査料は後日大学の後援会から全額補助された。巡回指導をする教員にワクチン接種状況や抗原抗体検査の実施を求められたことはなかった。とはいえ、教員も学生と同じ基準で「愛知県立大学におけるソーシャルワーク実習実施にあたっての新型コロナウイルス感染症対策について」の対応を遵守し、「体調チェックおよび行動記録シート」を用いた体調管理を徹底していたことは言うまでもない。

4年次後期の精神保健福祉援助実習指導において、実習全体総括会での報告資料作成のための討論を行い、2021年11月17日12：15-13：15に総括会を実施した。出席者は精神保健福祉士に関心のある1～3年生37名（1年生1名、2年生31名、3年生2名、不明3名）である。報告の概要は、①支援者と当事者、②当事者同士、③当事者と地域という3つの「関係性」に焦点を当て、ア)「患者役割」を担う利用者、イ)人に頼れない利用者、ウ)希望を言葉にできない利用者との関わり方の分析を通して、「本人主体」（選択・決定・行動）の支援の重要性を学び取ったというものである。出席者から「（精神障害があるという特性上、）本人の主体性が簡単に奪われる構造にあることを学んだ、という話が印象的であった」等の感想が聞かれ、後輩にとっても有益な報告となった。実習した学生すべて、十分に到達すべき目標に達していると評価できた。

実習指導の授業をオンライン型で実施したのは2020年度だけであるが、その後も実習中の指導としてはWEB面談の活用を続けている。学生と、画面上ではあるが頻りに顔を合わせることで、体調の確認、不安やストレスの早期把握、実習で得た学びの整理や指導ができる。実習施設に訪問することによる利用者への感染リスクの低減や職員の負担軽減、学生の安心感にもつながると思われる。コロナ禍において一気に整備されたこの新

たなツールは、対面型面談と併用することで教育実践の選択肢を広げることにつながった。今後の可能性も大きくなるだろう。

おわりに

新型コロナウイルス感染症の感染終息はいまだ見えてこない。この原稿を執筆している今も愛知県は「BA.5対策緊急アピール」を發出しており、『「BA.5対策強化宣言」に基づく感染防止対策』の期間中である。ただし概ねの見通しが立つ状況になってきたため、雑駁ではあるがこの2年の精神保健福祉援助実習指導及び実習の様子を記録した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が予測できず、生活が一変した2020年度は、学生も実習先も大学も困難に見舞われた。学生は、自宅から出られない状態が長く続き、友人と対話ができないことに徐々に耐えられない気持ちになったこと、社会全体の動きに不安になり、失業者や自殺者のニュースにも敏感に反応していたと言う。医療機関や福祉施設の職員は、自らも感染リスクを負いながら患者・利用者の感染予防のために大変に緊張感のある中で日々業務にあたっておられたことであろう。大学は、十分な準備が実施できない中で授業の実施方法をオンラインに転換し、都度対応を検討しながら実施せざるを得ない状況にあった。2年目となる2021年度には、起こり得る事態への対処を未然にとることが多少はできるようになっていたが、感染拡大はやまず、厳しい状況に変わりなかった。

そのような中で、この2年、履修したすべての学生が滞りなく実習を終えることができたのは奇跡のように思われる。まずは受入実習先のご尽力のおかげである。感謝して已まない。そして、歯を食いしばってこらえた学生にも称賛を送りたい。ちなみに2021年2月の国家試験の新卒者合格率は80.0%、2022年2月は100.0%であった。合格率の高さもさることながら、困難な中で各自が己の人生を着実に前に進めようと努力をしていたことが嬉しい。卒業して福祉の現場に立つ学生たちには、この経験を糧にしてほしいと願う。受入実習先の医療機関や福祉施設の皆様には改めて心から感謝を申し上げたい。

*精神保健福祉援助実習指導及び実習は3人の専任教員が担当しており、他の2人もそれぞれに教育上入念な準備と工夫をしている。ただし本稿執筆にあたって3人で情報を共有して調整を図ることができなかった。本稿に書かれた内容は筆者の目に映ったものであり、情報の不足や偏りがあることをお断りしておく。

引用文献

- 厚生労働省 社会援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 (2019) 「精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」(令和元年6月28日付)。
- 厚生労働省 社会援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 (2020) 「精神保健福祉士養成課程のカリキュラム」(令和2年3月6日付)。
- 齋藤敏靖 (2020) 「「コロナ禍」における精神保健福祉士・社会福祉士実習」『デイケア実践研究』24(2), 152-156。
- 田中和彦、青木聖久、山田妙韶、高木善史 (2021) 「新型コロナウイルス感染症の影響による精神保健福祉士実習の代替プログラムの取り組み～福祉経営学部(通信教育)精神保健福祉士実習報告～」『社会福祉実習教育研究センター年報』18, 60-64。
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (2020a) 「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて」(令和2年4月3日付白澤政和会長声明)。
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (2020b) 「新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応について」(令和2年5月26日付)。
- 畑香理、鬼塚香、住友雄資 (2021) 「2020年度教育実践報告:「精神保健福祉援助実習指導」・「精神保健福祉援助実習」—コロナ禍における教育実践と今後の課題—」『福岡県立大学人間社会学部紀要』30(1), 181-190。
- 飛田義幸 (2022) 「新型コロナウイルス感染症禍における精神保健福祉援助実習に求められる対策や工夫についての一考察」『静岡福祉大学紀要』(18), 57-66。
- 文部科学省初等中等教育局・文部科学省高等教育局・厚生労働省医政局・厚生労働省健康局・厚生労働省医薬生活衛生局・厚生労働省社会援護局・厚生労働省社会援護局障害保健福祉部 (2020a) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」(令和2年2月28日付事務連絡)。
- 文部科学省初等中等教育局・文部科学省高等教育局・厚生労働省医政局・厚生労働省健康局・厚生労働省医薬生活衛生局・厚生労働省社会援護局・厚生労働省社会援護局障害保健福祉部 (2020b) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」(令和2年6月1日付事務連絡)。
- 文部科学省高等教育局長伯井美徳 (2020c) 「令和2年度における大学等の授業の開始等について(通知)」(令和2年3月24日付元文科高第1259号)。
- 文部科学省高等教育局大学振興課 (2020d) 「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について」(令和2年5月22日付事務連絡)。
- 文部科学省高等教育局大学振興課 (2020e) 「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」(令和2年5月1日付事務連絡)。
- 文部科学省初等中等教育局・文部科学省高等教育局・厚生労働省医政局・厚生労働省健康局・厚生労働省医薬生活衛生局・厚生労働省社会援護局・厚生労働省社会援護局障害保健福祉部 (2021) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」(令和3年5月14日付事務連絡)。